ため 消費税 します。 費稅 6.3 お願 ば 店頭で転嫁を阻害する表示 げ分の転嫁を拒んだり、 ①総額表示義務の特例 措置法によって、 保するため、 黒潮町が定める料金の一部を改正 き上げられます。 どの表示) ②転嫁拒否等に関する措置 とする特例 価格による表示をしなくともよ が設けられました。 、http://www.nta.go.jp) をご覧くだ 【表示例】100円(税抜き また、 事業者間の取引で、 税込価格であると誤認され 地 「消費税は転嫁しません。」 の措置を講じていれば、 成 いします。 しくは、 26 年 の円滑かつ適正な転嫁を確 方消費税の税率が8% ご理解ご協力をよろしく 今回の引き上げに際 を規制する措置。 地方消費税1.7%) 4 消費税転嫁対策特別 国税庁ホームペ 月1日 この改正に伴 次のような措置 から消費税 税率の引 チラシや (例 え に引 税込 消 な お

〈6・7ページの表の見方〉

水道料金

ない

表中の料金は、集落排水の改正後金額以外はすべて税込表示です。 「→」の右側が改正後(4月以降)の金額となります。

水道料金は、量水器口径の大きさによって異なります。町内の一般的な家庭用の場合は、下記の とおり変わります。また、新設加入分担金についても改正となります。

■ 水道料金(量水器口径13mmの家庭用の場合)

使用水量	改正前 → 改正後
休止中	110円 → 110円
Om³	570円 → 580円
1~5m³	570円 → 580円
6~10m³	990円 → 1,020円
20m³	2,250円 → 2,310円
30m³	3,510円 → 3,610円
50m³	6,030円 → 6,200円
100m³	12,330円 → 12,680円

■ 新設加入分担金

口径	改正前 .	→	改正後
13mm	21,000円・	→	21,600円
20mm	42,000円	→	43,200円
25mm	84,000円	→	86,400円
30mm	115,500円・	→	118,800円
40mm	189,500円	—	194,400円
50mm	336,000円	→	345,600円
75mm	840,000円	→	864,000円
100mm	1,575,000円	—	1,620,000円

○お問い合わせ 本庁 まちづくり課 水道係 ☎43-2114(直通)

農業集落排水・漁業集落排水施設使用料

施設	内容	区分(汚水量)	改正前 → 改正後
	一般家庭	基本料金(10㎡まで)	2,000円 → 1,904円 + 税(8%)
農業集落排水施設	川又多八及土	超過料金(1㎡あたり)	180円 → 171円 + 税(8%)
(蜷川·出口)	その他・	基本料金(20㎡まで)	4,200円 → 4,000円 + 税(8%)
		超過料金(1㎡あたり)	180円 → 171円 + 税(8%)
漁業集落排水施設	一般家庭	基本料金(10㎡まで)	2,000円 → 1,904円 + 税(8%)
(鈴)		超過料金(1㎡あたり)	180円 → 171円 + 税(8%)

※10円未満の端数は切り捨て。

〈農業集落排水〉本庁 農業振興課 農業土木係 ○お問い合わせ

☎43-1888(直通)

〈漁業集落排水〉佐賀支所 海洋森林課 漁港港湾係

☎55-3115(直通)

^{※10}円未満の端数は四捨五入。

ケーブルテレビ・インターネット料金

■ サービス料金(月額)

サービス内容	改正前 → 改正後
テレビ放送	1,050円 → 1,080円
インターネット通信	4,200円 → 4,320円
テレビ放送 + インターネット通信	5,250円 → 5,400円

■ その他

内容	改正前 → 改正後
引込工事費	21,000円 → 21,600円
引込設備の移転費	21,000円 → 21,600円
告知放送端末設置費用	18,900円 → 19,440円

■加入金

サービス内容	改正前 → 改正後
テレビ放送	21,000円 → 21,600円
インターネット通信	21,000円 → 21,600円
テレビ放送 + インターネット通信	42,000円 → 43,200円

○お問い合わせ

本庁 情報防災課 情報推進係

☎43-2188(直通)

黒潮町光ネットワークサービスセンター

△0800−200−1373

大方球場・運動公園設備使用料など

■ 大方球場使用料(上段:現行の使用料 下段:改正後の使用料)

区分施設名使用時間		使用時間	一般		中·高校	大学·大学院	職業団体
		町内	町外	(町外)	八子 八子帆	以未 四件	
_		午前(8:00~12:00)	730円 →750円	1,570円 →1,610円	730円 →750円	1,780円 → 1,830円	2,620円 →2,690円
人	午後(12:00~17:30)	1,050円 →1,080円	2,100円 →2,160円	1,050円 → 1,080円	2,620円 →2,690円	3,990円 →4,100円	
金など	本球場	全日(8:00~17:30)	1,570円 → 1,610円	3,150円 →3,240円	1,570円 → 1,610円	4,200円 →4,320円	6,300円 →6,480円
入場料金などを徴収を報収	時間外(1時間あたり)	200円 →200円	400円 →410円	200円 →200円	490円 →500円	730円 →750円	
しない場合 本球場 補助球場	午前(8:00~12:00)	360円 →370円	780円 →800円	360円 →370円	890円 →910円	1,310円 → 1,340円	
	午後(12:00~17:30)	520円 →530円	1,050円 →1,080円	520円 →530円	1,310円 → 1,340円	1,990円 →2,040円	
	全日(8:00~17:30)	780円 →800円	1,570円 →1,610円	780円 →800円	2,100円 →2,160円	3,150円 →3,240円	
	時間外(1時間あたり)	100円 → 100円	200円 →200円	100円 → 100円	250円 →250円	370円 →380円	

※入場料金などを徴収する場合は、上記金額に下記金額を加えた額 (現行の使用料) 10,500円 → 10,800円(引上げ後の使用料)

■ 附属設備使用料

施設名	設備名	時間	改正前 → 改正後
大方球場	ピッチングマシン	1 時間あたり	250円 → 250円
	照明	30分あたり	500円 → 510円
土佐西南大規模公園	HZIFI	1系列30分あたり	500円 → 510円
(大方地区)運動公園		2系列30分あたり	1,000円 → 1,020円

○お問い合わせ 〈大方球場〉本庁 総務課 総務係

☎43-2111(直通)

〈土佐西南大規模公園〉本庁 産業推進室 商工観光係 ☎43-2113(直通)